

# 生物群集保護林の 地帯区分について



東北森林管理局

- 保護林制度の再編について
- 東北森林管理局の生物群集保護林について
- 地帯区分に係るこれまでの経緯について
- 地帯区分の検討に当たっての留意事項について
- 地帯区分の検討スケジュール
- 個別保護林の地帯区分（案）について（別紙）

# 保護林制度の再編について

## 大正4年 山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会  
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代  
昭和初期  
高度経済成長  
(木材需要拡大)  
(公害発生)  
森林の公益的機能  
自然保護運動  
(知床、白神等)

## 平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」

### 保護林設定要領の制定

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森 (以上7区分)

森林における生物多様性保全の推進方策検討会  
(昭和62年10月～63年12月)

## 平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・モニタリングに関する規定追加
- ・有識者による保全管理委員会設置の規定追加

生物多様性保全の要請

世界自然遺産  
の保護・担保

## 平成27年 「保護林設定管理要領」制定

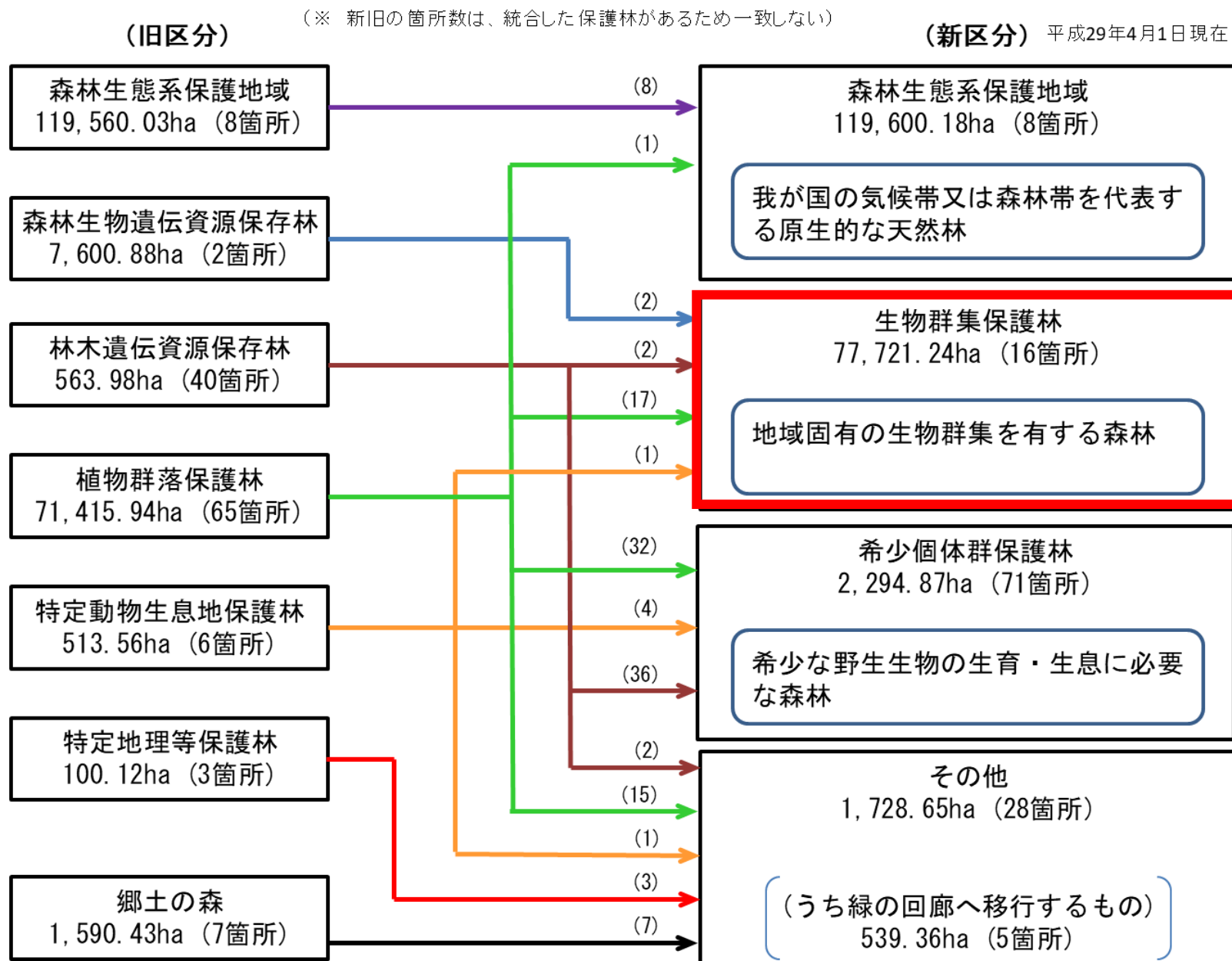
- ・森林生態系保護地域
- ・生物群集保護林
- ・希少個体群保護林 (以上3区分)

保護林制度等に関する有識者会議  
(平成26年6月～)

# 保護林制度の再編について

○国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入を図る。

## 保護林の再編概要 (東北局)



# 保護林制度の再編について

## 保護林再編前の旧7区分

区分	目的	設定基準
森林生態系保護地域	原始的な天然林を保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>原始的な天然林の区域で1,000ha以上</li> <li>その地域でしか見られない特徴を持つ希少で原始的な天然林の区域で500ha以上</li> <li>地帯区分あり（保存地区【コアエリア】・保全利用地区【バッファゾーン】）</li> </ul>
森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林で1,000ha以上</li> <li>その地域でしか見られない特徴を持ち自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林で500ha以上</li> </ul>
林木遺伝資源保存林	主として林木の遺伝資源保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源</li> <li>原則として天然林とするが、特に必要がある場合は人工林も可</li> </ul>
植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものを保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少化している植物群落が存する地域</li> <li>分布限界等に位置する植物群落が存する地域</li> <li>湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立する植物群落が存する地域</li> <li>歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域</li> <li>その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域</li> </ul>
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地生息地等の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少化している動物の繁殖地又は生息地</li> <li>他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地</li> <li>その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地</li> </ul>
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域</li> </ul>
郷土の森	地域の象徴で、森林の現状維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られている</li> <li>森林管理局長と市町村長の郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がない</li> </ul>

# 保護林制度の再編について

## 保護林再編後の新3区分

区分	目的	設定基準
森林生態系保護地域	我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原生的な天然林を主体とする区域で 2,000ha 以上</li><li>・ 島嶼、半島等特殊な環境で 500ha 以上</li><li>・ 地帯区分あり</li></ul>
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然状態が十分保存された天然林を主体とし、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域で 300ha 以上</li><li>・ 自然状態が十分保存された天然林を中心に地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域で 1,000ha 以上</li><li>・ 地帯区分あり（例外規定あり）</li></ul>
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次の1項目以上に該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む 5 ha以上の区域<ul style="list-style-type: none"><li>①希少化している個体群</li><li>②分布限界域に位置する個体群</li><li>③他の個体群から隔離された同種個体群</li><li>④遺伝資源の保護を目的とする個体群</li><li>⑤草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件下に成立している個体群</li><li>⑥温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群</li><li>⑦その他保護が必要と認められる個体群</li></ul></li></ul>

## ○「保護林設定管理要領」より抜粋（平成27年 林野庁長官通知）

### 2 生物群集保護林

#### (3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りではない。

均質な天然林で区分が難しい上に外部からの影響も考えられない場合などを想定

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保存利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

#### (4) ～ (5) 略

#### (6) その他

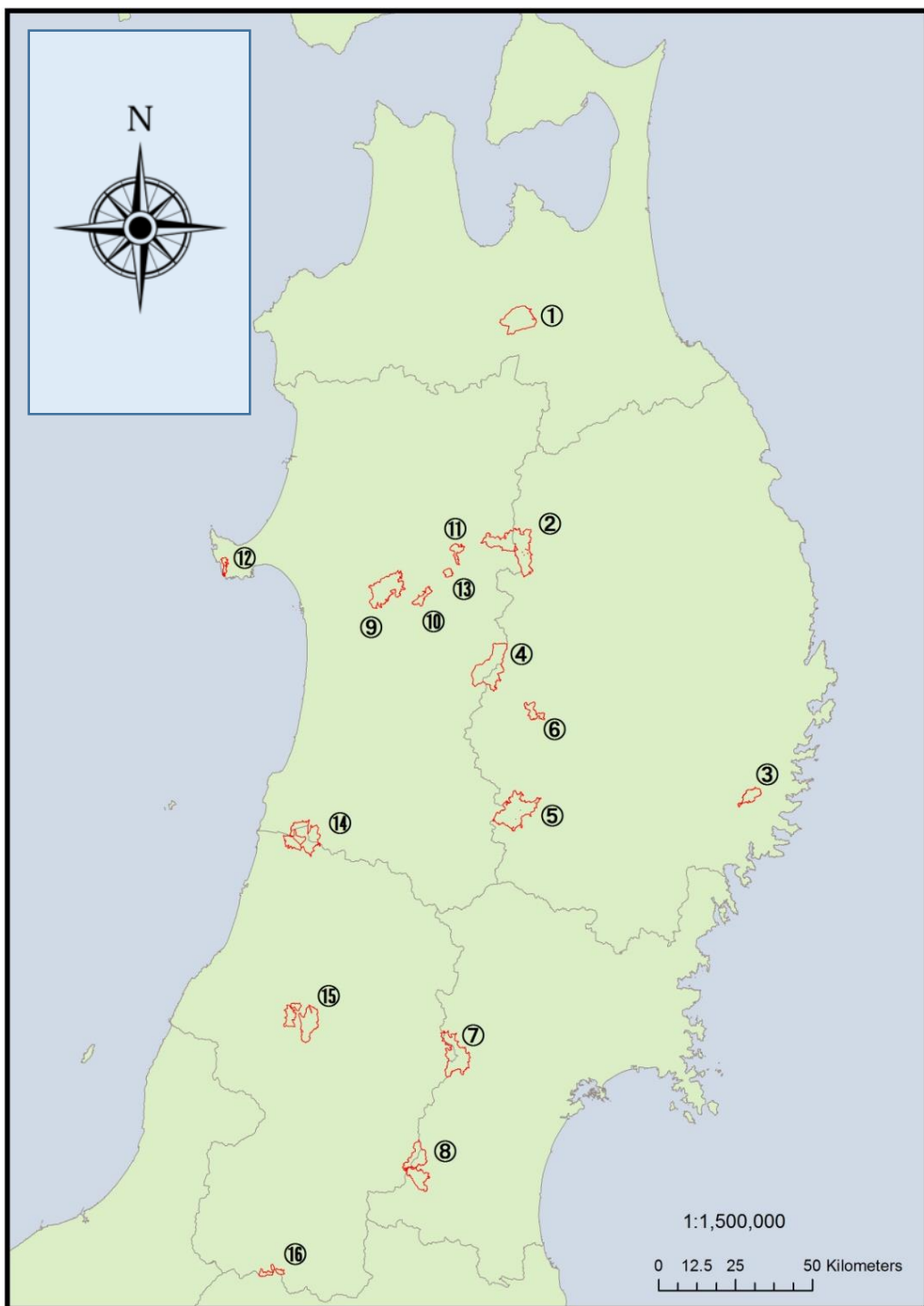
ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択抜を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ (略)

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周辺を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。



# 東北森林管理局の生物群集保護林について



- |            |            |
|------------|------------|
| ① 八甲田山     | ⑨ 太平山周辺    |
| ② 八幡平      | ⑩ 番鳥森・大仏岳  |
| ③ 五葉山      | ⑪ 奥羽山脈北西部  |
| ④ 和賀岳      | ⑫ 男鹿半島海岸植生 |
| ⑤ 焼石岳      | ⑬ 葡萄森      |
| ⑥ 毒ヶ森      | ⑭ 鳥海山      |
| ⑦ 船形山（御所山） | ⑮ 月山       |
| ⑧ 蔵王       | ⑯ 柵峰・飯森山   |



# 東北森林管理局の生物群集保護林について

番号	名称	面積 (ha)	特徴	【森林計画区】 森林管理(支)署
1	はっこうださん 八甲田山	6,410	山地帯にブナ、中腹にアオモリトドマツ(オオシラビン)、山頂付近にはハイマツと地域の特徴的な垂直分布。また大小様々な湿原が分布。	【津軽、東青、三八上北】 津軽署、青森署、三八上北署
2	はちまんたい 八幡平	10,235	ブナ、アオモリトドマツ、コメツガと地域に特徴的な垂直分布。散在する高層湿原にはタカネアオヤギソウなど貴重な植物が生育。	【馬淵川上流、米代川、雄物川】 岩手北部署、米代東部署、秋田署
3	ごようざん 五葉山	1,951	コメツガとヒバ(ヒノキアスナロ)を主とする天然林。また固有種ゴヨウザンヨウラクなどの貴重な植物が生育。	【大槌・気仙川】 三陸中部署
4	わがだけ 和賀岳	8,955	山地帯ではブナやスギ天然林、標高1,000m程度からの亜高山性のミヤマナラ、高山帯のハイマツ等に至るまでの地域の特徴的な垂直分布。一部は和賀岳自然環境保全地域特別地区に指定。	【北上川中流、雄物川】 岩手南部署、秋田署
5	やけいしだけ 焼石岳	8,768	ブナ、ミヤマナラ、ハイマツの地域の特徴的な垂直分布。高山帯にはカンチスゲ、エゾノミクリゼキシヨウなど、中間湿原にはヒメカイウなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
6	ぶすがもり 毒ヶ森	1,639	日本海型ブナ-チシマザサ群落为主体。フガクスズムシ、トガヒゴダイ、コアニチドリなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
7	ふながたやま(ごしょざん) 船形山(御所山)	7,150	日本海型ブナ林の特徴を持ち、亜高山性の針葉樹林を見ず、ミヤマナラ群落が成立。	【宮城北部、宮城南部、最上村山】 宮城北部署、仙台署、山形署
8	ざおう 蔵王	6,621	山地帯のブナの分布が終わる1,350m付近から亜高山帯のアオモリトドマツへ移行。高山帯は高山低木群落に加え、火山荒原、雪田植生、硫気孔原植生などが分布。	【宮城南部、最上村山】 仙台署、山形署
9	たいへいざんしゅうへん 太平山周辺	7,223	山地帯には高齢級のブナ林が分布。尾根筋にはキタゴヨウ-クロベ林が分布。オサバグサ、コアニチドリなど希少な植物が生育。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
10	ばんどりもり・だいぶつだけ 番鳥森・大仏岳	1,239	番鳥森周辺のブナ・ミズナラ林(一部は、番鳥森県自然環境保全地域(特別地区)に指定。)、大仏岳山頂付近の風衝地の岩壁植生が特徴的。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
11	おううさんみやくほくせいぶ 奥羽山脈北西部	1,191	標高800~1,000m付近にスギ-ブナ群落がまとまって分布。また、キタゴヨウ、クロベ、中間湿原等がモザイク状に分布。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
12	おがはんとうかいがんしょくせい 男鹿半島海岸植生	655	ミズナラ、イタヤ、カシワなどによる海岸風衝林が分布。また、潮害に弱いとされる天然スギが自生。	【米代川】 米代西部署
13	ぶどうもり 葡萄森	579	典型的な日本海側多雪地帯の原生的ブナ林。	【雄物川】 秋田署
14	ちょうかいさん 鳥海山	7,241	典型的な多雪山地帯の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。ブナ、ミヤマナラ、ミヤマハンノキが分布。チョウカイフスマなどの希少な植物が生育。	【子吉川、庄内】 由利署、庄内署
15	がっさん 月山	6,822	典型的な多雪山地帯の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。東斜面では湿原・雪田もあり、固有種ガッサンチドリなど高山植物も豊富。	【庄内、最上村山】 庄内署、最上支署
16	つがみね・いいもりやま 姆峰・飯森山	1,043	原生的なブナ天然林。また、分布限界(西端)のアオモリトドマツが分布。	【置賜】 置賜署

## ○地帯区分の考え方（平成29年度 第2回委員会）

保護林区域は変更しないことを前提とし、植生図等をもって検討する。

### ★ポイント

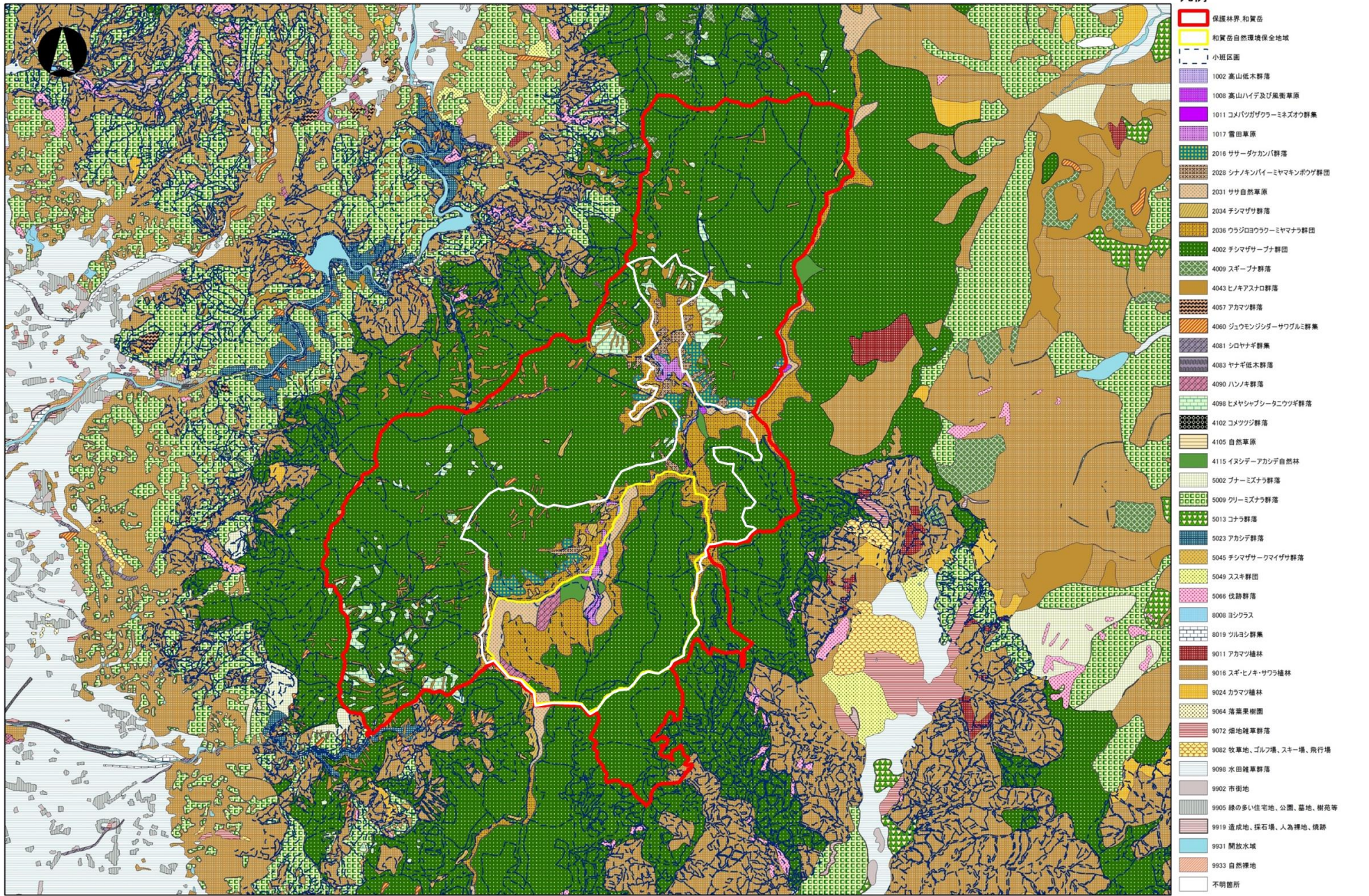
- (1) 保護林内に周囲とは異なる地域固有の植生がまとまって存在する区域を保存地区とする
- (2) 自然環境保全地域は保存地区とする
- (3) 地帯区分にあたっては、既存の林小班を活用し小班分割する場合は等高線に沿って分割する



垂直分布が明瞭でかつ等高線に沿って小班界がある  
「和賀岳」「船形山（御所山）」の地帯区分を平成29～30年度に実施



## 和賀岳生物群集保護林

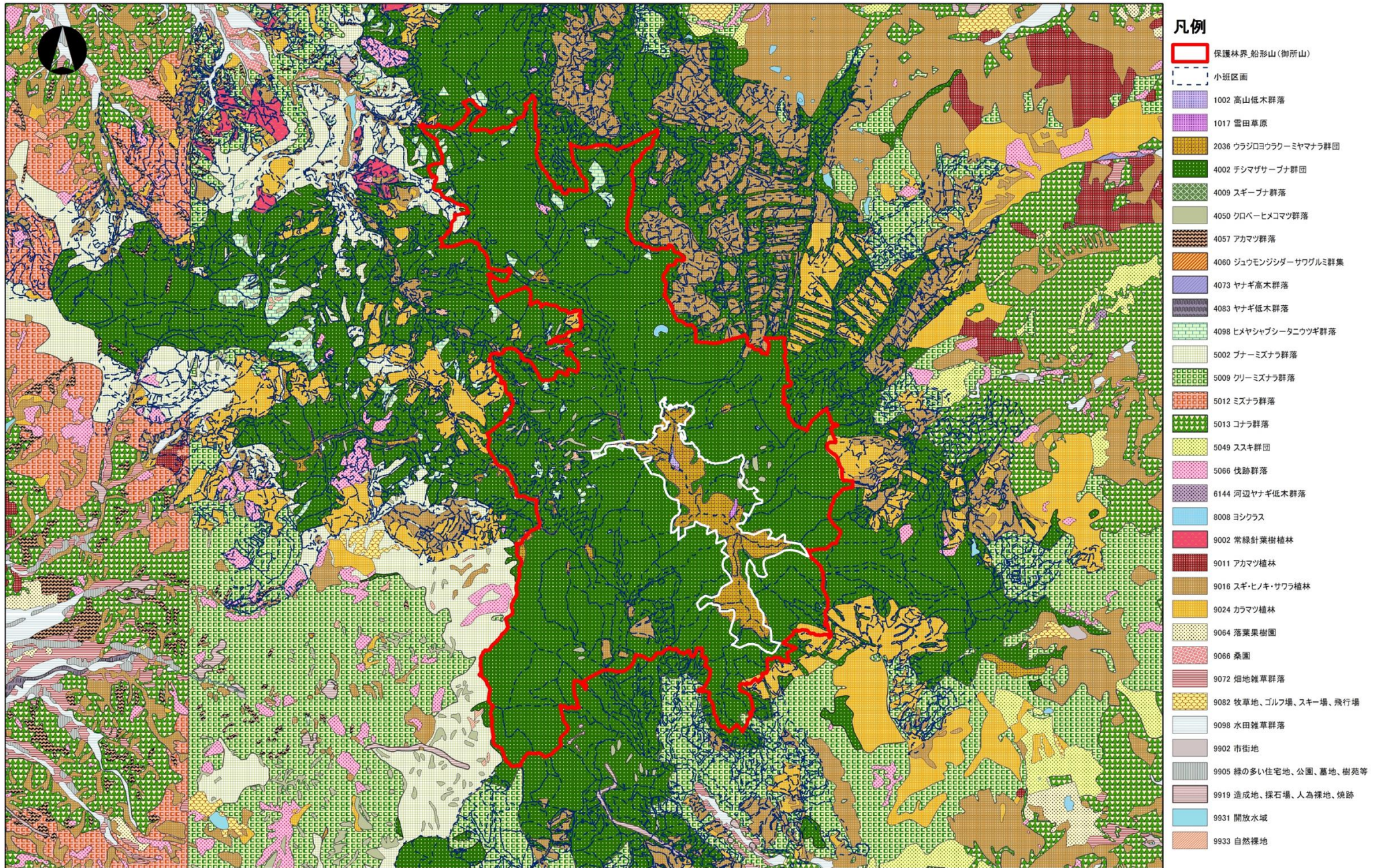


出典:「自然環境保全基礎調査 植生自然度調査(植生調査)」(環境省生物多様性センター)  
 当植生図は、植生調査(1/5万)第2~5回「秋田県」「岩手県」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、東北森林管理局が作成・加工したものである。(http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html)

1:75,000 0 1 2 4 Kilometers



## 船形山（御所山）生物群集保護林



出典:「自然環境保全基礎調査 植生自然度調査(植生調査)」(環境省生物多様性センター)  
 当植生図は、植生調査(1/5万)第2~5回「宮城県」、「山形県」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、東北森林管理局が作成・加工したものである。(http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html)

1:75,000

0 1 2 4 Kilometers



## ○生物群集保護林の地帯区分について（令和元年度 第1回委員会）

従来どおり植生図による地帯区分案で検討したところ、次のような意見があった。

- ・ 保全利用地区を設定しないことで、保存地区がむき出しになるリスクがあるのではないか。
- ・ 垂直分布で地帯区分すると、天然林の広い範囲が保全利用地区に設定されてしまい、施業等ができると誤解を生むのではないか。
- ・ 保全利用地区を設定しなくても、保護林周辺にバッファー的なものを設定すれば良いのではないか。



- ・ 保護林周辺の森林の取扱いの状況について分かる資料（図面）を提示する

○国有林野では公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、森林の有する多面的機能のうち特に重視する機能に応じて森林を5タイプに区分（機能類型区分）し、機能を最大限に発揮できるような森林づくりを実施。  
 ○東北森林管理局では4タイプに区分し、機能類型に応じた管理経営を実施。

機能類型	重視する機能	管理経営の考え方	伐採方法
自然維持タイプ	森林生態系の保全や貴重な野生生物の保護など自然環境を維持する機能を重視	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持	原則として自然の推移に委ねるものとする。
森林空間利用タイプ	森林レクリエーションなど森林とのふれあいの場としての機能を重視	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成	森林の現況に急激な変化を与えないよう、原則として複層伐又は択伐によるものとする。
山地災害防止タイプ	山崩れなどの災害を防止する機能を重視	表土の保全や根系および下層植生の発達した森林の維持	森林の現況に急激な変化を与えないよう、複層伐又は択伐によることを基本とする。
水源涵養タイプ	水資源を蓄え、良質な水を供給する機能を重視	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の裸地化を極力回避するため、複層伐又は択伐を推進するものとする。</li> <li>・皆伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努める。</li> <li>・尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体とし保護樹帯（幅員は概ね50m以上）を必要な箇所に設ける。</li> <li>・具体的には「施業群」を設定し、それに基づいて施業を実施する（後述）。</li> </ul>

※「国有林野の管理経営に関する基本計画」より抜粋  
 ※伐採方法については「管理経営の指針」（東北森林管理局）より抜粋

- 水源涵養タイプについては、施業上類似の取扱いをすべき林分を合して施業群を設定。
- 「施業上類似の取扱いをすべき林分」とは、誘導する林種及び伐期齢等から施業方法が類似の林分をいい、①通常伐期施業、②長伐期施業、③複層林施業、④天然林・その他施業の4つに分類。
- 施業群の名称については、前記の4分類を基本としつつ、樹種等により細分できる。

施業群の名称	施業方法の区分	伐採方法
スギ・カラマツ等	育成単層林	皆伐
スギ・カラマツ等長伐期	育成単層林	皆伐
スギ超長伐期	育成単層林	皆伐
植栽型複層林	育成複層林	複層伐
天然更新型複層林	育成複層林	複層伐
広葉樹択伐	育成複層林	択伐
施業群設定外	分収育林、分収造林 保護樹帯、試験地、次代検定林、精栄樹保護林、展示林 竹林、更新困難地	

※「管理経営の指針」（東北森林管理局）より抜粋。

※上記の他に、「アカマツ等」「アカマツ等長伐期」「ヒバ択伐林誘導」「ヒバ択伐」「天然スギ」「ナラ等中小径木」がある。



- 東北森林管理局では、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、現地の状況に応じた多様で健全な森林への誘導を推進。
- 天然生林は適切に保全するとともに、車道から距離が近い等の条件のよい育成単層林については主伐・再造林を積極的に進め、それ以外の育成単層林については適切な間伐等を実施しつつ、育成複層林化等を推進。

多様で健全な森林の整備のイメージ



**天然生林**  
 保護林など、野生生物の生育・生息地となる森林を適切に保全します。

**育成複層林**  
 林地生産力が低く、急傾斜で路網から遠いなど、自然条件や社会的条件の低位な人工林では、公益的機能を持続的に発揮させることを重視し、育成複層林に誘導します。

：伐採列

**育成単層林**  
 路網に近接する人工林は経済林として循環利用を推進します。

【施業現場における生物多様性への配慮】

**溪畔周辺の保全**  
 野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供等、生物多様性の保全上重要な役割を担っている溪流沿い等の森林については、路網が近い人工林であっても、間伐を繰り返して針広混交林へ誘導します。

- 自然公園に指定されている国有林野については、「自然公園区域内における森林施業について」（昭和34年、林野庁長官通達）に基づいて森林の施業を行う。
- その外、法令制限等については、その規定に従う。

法令等	備考
自 然 公 園 法	規制に係る行為（木竹の伐採や土地の形状変更等）をしようとする場合は、あらかじめ協議しなければならない。（法68条3項） なお、自然公園区域内における森林施業については、下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保護地区、第1種特別地域：禁伐。</li> <li>・ 第2種特別地域：原則として択伐。</li> <li>・ 第3種特別地域：風致の維持を考慮して実施する。</li> </ul>
自然環境保全法、鳥獣保護管理法、文化財保護法、森林法等	法令に則って国有林野事業を実施する。

# 地帯区分の検討スケジュール

検討年度	名称	【森林計画区】 森林管理（支）署	森林計画樹立年度
R2～	毒ヶ森	【北上川中流】岩手南部	【北上川中流：R4】
	焼石岳	【北上川中流】岩手南部	【北上川中流：R4】
	男鹿半島海岸植生	【米代川】米代西部	【米代川：R4】
	拇峰・飯森山	【置賜】置賜	【置賜：R3】
R3～	奥羽山脈北西部	【米代川】上小阿仁、【雄物川】秋田	【米代川：R4】 【雄物川：R6】
	番鳥森・大仏岳	【米代川】上小阿仁、【雄物川】秋田	【米代川：R4】 【雄物川：R6】
	太平山周辺	【米代川】上小阿仁、【雄物川】秋田	【米代川：R4】 【雄物川：R6】
	月山	【庄内】庄内	【庄内：R4】
R4～	八幡平	【馬淵川上流】岩手北部、【米代川】米代東部、【雄物川】秋田	【馬淵川上流：R5】 【米代川：R9】 【雄物川：R6】
	葡萄森	【雄物川】秋田	【雄物川：R6】
	五葉山	【大槌気仙川】三陸中部	【大槌気仙川：R6】
R5～	蔵王	【最上村山】山形、【宮城南部】仙台	【最上村山：R6】 【宮城南部：R7】
	八甲田山	【三八上北】三八上北、【東青】青森、【津軽】津軽	【三八上北：R6】 【東青：R7】 【津軽：R8】
	鳥海山	【子吉川】由利、【庄内】庄内	【子吉川：R7】 【庄内：R9】

※森林計画策定のサイクルに合わせて地帯区分の検討を進める。

※複数の計画区にまたがる保護林もあるが、樹立年度の対象ではない計画区は変更計画での対応となる。